

令和6年度 幸田町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

数年間猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上で第5類となり、緊急対策もひと段落つきましたが、人と接することが制限されたことから、住民の地域活動や経済活動に大きな影響があり、引き続き懸念されるところです。

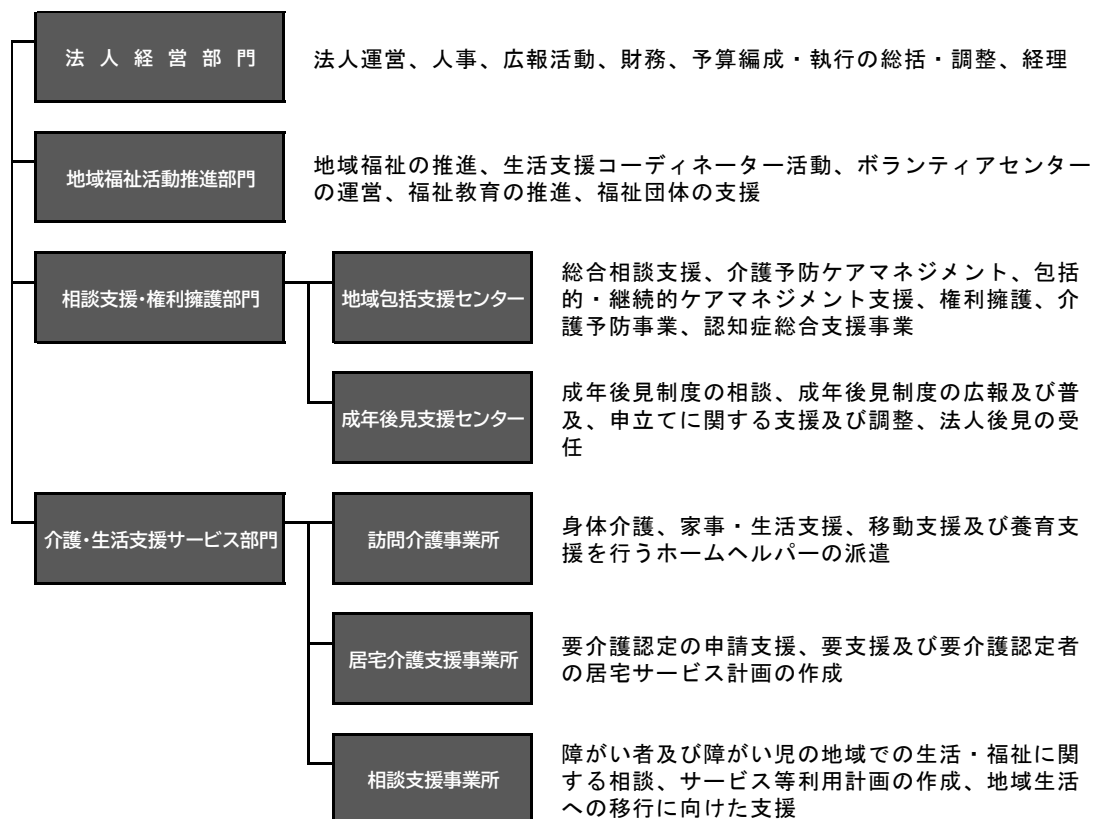
また、北陸地方に大きな被害をもたらした令和6年能登半島地震の被災地に対し、不足する人材や物資について、幸田町や愛知県社会福祉協議会を通じて支援を行ってまいります。

幸田町社会福祉協議会が対応する事例においては、地域や家庭内でのつながりの弱体化により、複雑多岐にわたる課題への対応が必要とされ、専門性を活かした問題解決が求められています。

これらの状況を踏まえて、第2期幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の実現に向け、町民にとって身近で困った時に頼れる組織となるように、組織力の向上に努め、関係機関との連携強化を図っていきます。

現在、地域でできる新しい助け合い活動の創出を目指し、生活支援コーディネーターを中心に、協議体の運営支援に取り組んでいます。協議体は、町民が尊厳を持ちながら暮らすことのできる温かい地域社会を住民中心の多様な主体で構築していくものであり、引き続き取り組みを進めます。

II 幸田町社会福祉協議会の組織体制と主な業務内容



Ⅲ 令和6年度重点事業

地域福祉推進に関する基本方針のもと、次に掲げる2項目を令和6年度の重点事業として取り組んでいきます。

1 第3期幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

令和2年3月に策定した第2期幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画が最終年度を迎えるため、策定時に定めた成果指標に合わせ評価を行います。そのうえで昨今の社会構造の変化等に伴い多様化・複雑化した課題に対応し、幸田町における地域共生社会の実現を目指して包括的支援を進めていくために、幸田町地域福祉計画との整合性を図りながら、第3期幸田町地域福祉活動計画を策定します。

2 地域福祉活動の推進及び地域資源の充実

令和5年度に開始した包括圏域ごとの地区担当制による地域福祉活動の支援を継続し、積極的に地域に出向くことで地域住民や関係機関と連携しながら地域課題の把握に努めます。そこから社協として取り組むべき支援事業の検討へつなげ、地域福祉活動の推進を図ります。

第2層協議体は、令和5年1月の発足から1年3か月が経過しました。包括圏域ごとに毎月開催することで、地域にあるニーズや資源の共有ができ、課題の解決に向けて検討を進めています。引き続き、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）として第2層協議体の運営を支援し、ボランティア、社会福祉法人・福祉施設、民間企業等との協働の基盤づくりを進め、見守り活動や生活支援などの地域資源の充実を目指します。

Ⅳ 令和6年度の継続的な主な取り組み

1 法人経営部門

住民福祉の増進のため、社協の公平・公正な組織運営に取り組み、理事会及び評議員会の開催、職員の資質向上に努め組織強化を図ります。

(1) 経営基盤の確保

- ア 理事会及び評議員会の開催
- イ 監事による決算監査の実施
- ウ 中長期的な計画に基づく人員と予算の確保
- エ 社協協賛会員の募集と自主財源の確保

(2) 職員の資質向上

- ア 中長期的な視点に立った組織強化と人材育成
- イ 職員の資質向上と能力開発のための研修受講
- ウ 組織内での定期的な打合せの開催

- エ 人事評価制度の活用
- オ ストレスチェックの実施

(3) 広報活動の推進

- ア 広報誌「ともに生きる」の発行（年4回）と内容の充実
- イ 社協ホームページへの情報掲載

2 地域福祉活動推進部門

町内に暮らす誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、福祉委員会をはじめとする地域の活動団体との協働及び支援を進めます。

(1) 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

- ア 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

(2) 生活支援コーディネーター業務の受託

- ア 第1層及び第2層生活支援コーディネーターの配置
- イ 第1層協議体及び第2層協議体の運営支援
- ウ 福祉委員会や地域活動への支援
- エ 資源開発に向けた多様な主体との連携

(3) ボランティアセンターの機能充実

- ア ボランティア活動の相談及び活動の支援
- イ 地域でボランティア活動に取り組む人材の育成
- ウ ボランティア活動保険の加入及び請求窓口業務の実施

(4) 地域でのサロンやサークル活動への支援

- ア 既存のサロンへの活動支援と情報提供
- イ 新規立ち上げに向けた支援

(5) 福祉教育の推進

- ア 町内の小中学校及び高校の福祉協力校への委嘱
- イ 福祉実践教室の実施及びプログラムの充実

(6) 福祉6団体事務局の運営及び活動支援

- ア 情報提供や活動の提案等、自主運営化に向けた動機づけ
- イ 団体の活動支援

(7) 災害に対する備え

- ア 町の地域防災計画における災害対応の支援協力

- イ 災害ボランティアの養成に関する講座の実施
- ウ 災害対応備品の整備

(8) 福祉車両及び福祉用具等の貸出

- ア 福祉車両（2台）、福祉用具及びレクリエーション用具貸出事業の実施
- イ 貸出備品の充実

(9) 赤い羽根共同募金事業の推進

- ア 共同募金運営委員会及び監査会の開催
- イ 募金活動、義援金活動の実施
- ウ 地域福祉団体や保育所等への活動助成
- エ 赤い羽根協賛児童生徒作品コンクールの開催

3 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、誰もが住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、社会福祉協議会の持つネットワークを活かし支援を進めます。

(1) 中部地域包括支援センターの受託（担当地区：中央学区、荻谷学区）

- ア 総合相談支援
- イ 高齢者虐待や困難事例への対応及び関係機関との連携
- ウ 介護予防サービス支援計画の作成による利用者支援
- エ 第2層協議体への参加
- オ 一般介護予防事業の実施
- カ 認知症初期集中支援チームへの参加
- キ 認知症地域支援推進員の配置
- ク 認知症サポーター養成講座の開催
- ケ 認知症カフェ事業の実施
- コ 認知症高齢者やその家族の見守り体制づくり

(2) 成年後見支援センターの受託

- ア 成年後見制度の啓発、利用に関する相談及び利用支援
- イ 後見人への支援
- ウ 法人後見の受任
- エ 実務者会議や運営委員会の開催及び関係機関との連携
- オ 地域連携ネットワーク強化を目的とした中核機関の整備に向けた取り組み

(3) 日常生活自立支援事業の受託

- ア 福祉サービスの利用支援や書類預かり、日常的な金銭管理

(4) 貸付事業の実施

- ア 生活福祉資金の受託
- イ たすけあい資金の貸付事業の実施

(5) 法律困りごと相談の実施

- ア 司法書士による法律困りごと相談の実施

4 介護・生活支援サービス部門

高齢者や障がい者等の生活を支援するため、組織内の他部門や関係団体等と連携しながらサービスを提供します。

(1) 訪問介護事業所の運営

- ア ホームヘルパー（介護保険サービス及び障害福祉サービス）の派遣
- イ 移動支援事業の受託
- ウ 養育支援事業の受託
- エ 子育て応援・家事サポート事業の受託

(2) 居宅介護支援事業所の運営

- ア 在宅介護に関する相談及び支援
- イ ケアプランの作成及び介護サービス事業者等との連携

(3) 相談支援事業所の運営

- ア 障害者相談支援事業（総合相談支援及び地域総合支援協議会の運営支援）の受託
- イ 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（サービス等利用計画の作成）の実施
- ウ 一般相談支援事業（地域移行支援事業及び地域定着支援事業）の実施
- エ 障害支援区分認定調査業務の受託

(4) 見守り配食事業の実施

- ア 在宅のひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的とした配食サービスの実施